第2部　後期基本計画

■ 後期基本計画の見方

第２章　こころ安らぐ自然に育まれたまち　猪名川　～環境・

計画の体系の「主要施策」に該当し、86 の主要施策があります。

施策６　猪名川と自然・環境保護

２－６－２　環境問題への取り組みの強化

現状と課題

施策に関する猪名川町のこれまでの取り組みなど現状と課題を記載しています。

○公害対策として県と連携した指導及び定期的な監視活動、パトロールや住民通報による未然防止や改善指導を行っていま
○毎年環境月間の６月に開催さ　ています。
○環境衛生推進協議会と住民が主体となり、年２回のクリーンアップ作戦を実施しています。
○地球温暖化を抑制するため、エネルギー消費や廃棄物の発生の抑制、再利用可能な資源の積極的な活用が求められています。

施策の基本方針

施策の基本方針を記載しています。

地球環境問題への住民・事業　省エネルギー化、自然エネルギーの有効利用を促進するとともに、　による公害防止対策を推進します。

チャレンジ指標

2013 年度（平成 25 年度）の実績を基準値とし、後期基本計画の最終年度である 2019 年度（平成 31 年度）における状況を計るため、指標を記載しています。

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
リーンアップ作戦などへの住民の参加者数	8,100 人	10,000 人

取組内容

後期 2015 年度（平成 27 年度）～2019 年度（平成 31 年度）に取り組んでいく事業を記載しています。

① 環境問題への意識啓発

○環境月間に開催する環境展や、環境住民会議な　啓発を進めます。

② 地球環境保全対策の推進

○地球環境問題への住民・事業者の理解を深め、省資源・省エネルギー化、自然エネルギーの有効利用を促進します。

③ 公害防止対策の充実

○住民・事業者・行政の協働による公害防止対策を推進します。
○騒音・振動・臭気等について、関係機関と連携し、事業所への監視指導体制を強化します。

④ 土砂採取規制の推進

○定期的なパトロールや住民通報により、不法な土砂採取を未然に防止し、土砂採取規制を推進します。

⑤ 住民が主体となった取り組みの推進

○環境交流館※を中心に環境団体との連携、地域住民や学校などの参画による住民の主体的な環境活動につなげます。
○快適な地域環境を守るため、クリーンアップ作戦への参加を促進します。

住民の役割

施策に関連する住民の役割について記載しています。（主に行政が行う主要施策については、設定していません。）

○環境保全や温暖化防止に向けた意識を　る活動に参加しましょう。

関連分野別計画　○環境基本計画

関連する分野別計画について記載しています。（該当する計画がない主要施策については設定していません。）

※環境交流館：20 ページ脚注参照。

施策１　人権・平和

１－１－１　人権の尊重

現状と課題

○子どものいじめや家庭における暴力や虐待など人権にかかわる問題は複雑化、多様化し、個々の問題への対応が求められています。
○人権教育セミナーや「人権いながわ」広報誌を通じ、人権問題について啓発しています。
○あらゆる人権問題の解決に向けた人権に関する相談体制の充実が必要です。
○インターネット上の人権問題、認知症高齢者の増加に伴う人権問題など、新たな課題への対応が必要です。

施策の基本方針

あらゆる機会を通じ、様々な人権教育・啓発を推進するとともに、多岐にわたる人権相談に対応するため、関係機関との連携のもと、問題の解決を図ります。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H24）	目標（H31）
町民のつどい参加者数	300 人	315 人

取組内容

① 人権擁護体制の充実

○民生委員や福祉委員、関係機関・団体との連携をさらに強化し、社会情勢や町の実情に即した人権擁護体制の充実を図ります。
○児童虐待防止に関する地域の意識を高め、発生の予防、早期発見・早期対応を図ります。

② 人権に関する教育・啓発の実施

○様々な人権課題をテーマとした人権教育セミナーの開催、住民の参画を目的とした人権啓発作品の募集など、きめ細かな啓発を行います。
○小学校区単位の人権学習会を開催し、地域における人権教育の充実を図ります。

③ 相談体制の充実

○人権相談日を開設し、家庭内の問題やいじめの問題、高齢者への虐待、セクシャル・ハラスメント※やパワー・ハラスメント※など、相談内容に応じ、担当課や専門機関につなぎ、課題の解決を図ります。

④ 新たな人権問題への対応

○携帯電話、インターネットの利用に係る人権侵害、子どものいじめ問題や認知症高齢者の人権問題など、社会情勢に応じて新たに発生する人権問題への取り組みの充実を図ります。

住民の役割

○人権に関するセミナーや学習会、認知症サポーター養成講座などに参加するとともに、高齢者や子どもへの虐待を発見した際には通報するなど、生活の中で実践しましょう。

関連分野別計画

○人権推進基本計画

※セクシャル・ハラスメント：職場・学校などで、相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為。
※パワー・ハラスメント：職権などを背景にして、本来業務の範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害する言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為。

第１章　笑顔あふれるふれあいのまち　猪名川　～地域・生活～

施策１　人権・平和

１－１－２　男女共同参画社会の実現

現状と課題

○性別に関わらず一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、暮らしやすい社会の創出において重要な課題です。
○第二次男女共同参画行動計画に基づく取り組みを行っています。
○男女共同参画をテーマにした人権教育セミナーの開催や男女共同参画グループとの共同事業などを実施しています。
○各種審議会への女性登用は少ない傾向にあり、さらなる男女共同参画の取り組みが必要です。

施策の基本方針

男女がその能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重し、社会のあらゆる分野にともに参画できる環境づくりを進めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
審議会等で男女いずれかの委員数が 3/10 以上である団体	32.0%	50.0%

取組内容

① 男女共同参画社会への意識改革

○男女共同参画に関するセミナーや広報記事の掲載、各種団体活動などを通じて、現状と課題の周知や男女共同参画について考える機会の提供を図ります。
○第二次男女共同参画行動計画評価を実施し、継続して課題解決に取り組みます。

② 人材育成とあらゆる機会における男女共同参画

○人権・同和教育研究協議会の男女共同参画部会を、男女共同参画社会の実現に向けた学びの場として活用促進するとともに、学校教育等における子どもに向けた教育を推進します。
○政策・方針決定過程における男女共同参画を図るため、町の審議会や委員会、自治会をはじめとした各種団体役員などへ意識付け、働きかけを行います。
○避難所運営等に男女共同参画の視点を導入し、災害発生時に備えます。

③ 男女がともに働き続けられる環境の整備

○男女がともに働き続けられる環境づくりのきっかけとして「出張！女性のための働き方相談会」、「出前チャレンジ相談」など相談場所の確保、ワークライフバランスの浸透を図ります。
○あらゆる機会を活用して企業などへの周知を図ります。

④ 男女共同参画に関する相談体制の整備

○セクシャル・ハラスメント※やＤＶ※など、専門相談員による相談体制の充実を図ります。

住民の役割

○地域や会社などのあらゆる場において、男女の固定的な役割分担を見直しましょう。
○男女共同参画グループなどの活動に積極的に参加しましょう。

関連分野別計画　○男女共同参画行動計画

※セクシャル・ハラスメント：39 ページ脚注参照。
※DV：ドメスティック・バイオレンス。同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力。近年は同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

施策１　人権・平和

１－１－３　平和の啓発推進

現状と課題

○平和パネル展や平和講演会を開催しています。
○2013 年（平成 25 年）より、平和首長会議に加入しています。
○戦争を経験した世代が減少しており、若者を中心に平和事業に関心が低い傾向が見られることから、広報活動により平和に対する意識を啓発して行く必要があります。

施策の基本方針

平和の大切さを広報活動などにより啓発を推進していきます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
平和講演会参加者数	33 人	60 人

取組内容

① 平和の啓発推進

○戦争、核兵器に反対し、恒久平和を希求するため、「核兵器廃絶平和の町宣言」の趣旨を広く周知し、平和の啓発推進を図ります。
○平和の大切さを若い世代にも伝えていくため、平和パネル展の開催、戦争体験談などをテーマにした平和講演会を開催します。
○平和の大切さを広報誌やホームページを活用し啓発していきます。

住民の役割

○家庭や地域において、戦争を体験した世代から若い世代へと、戦争の悲惨さや、平和の大切さを伝えましょう。

第１章　笑顔あふれるふれあいのまち　猪名川　～地域・生活～

施策２　地域コミュニティ

１－２－１　住民交流とささえあいの意識づくり

現状と課題

○子どもの健全育成や高齢者の見守り、防犯活動、地域福祉活動など、地域コミュニティが大きな役割を担っています。
○2011 年（平成 23 年）３月の東日本大震災以降、地域のつながりに対する意識が高まっています。
○各自治会において情報の共有や住民同士の交流を目的とした取り組みが行われています。
○若い世代を中心に、地域との交流の機会が少ない住民が見られます。
○自治会への加入を促すチラシの配布などの PR により、自治会の意義を伝え、加入率の増加を図る取り組みが必要です。
○インターネットや SNS※を通じた新たな交流のあり方の検討が必要です。

施策の基本方針

住民一人ひとりが地域に対する関心を深め、各種イベントや生涯学習、スポーツ活動などを通じて、住民が相互にささえあい、助けあうコミュニティ意識や自治意識の高揚を図ります。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
自治会加入率	83.5%	85.0%

取組内容

① 住民相互の交流の促進

○自治会やまちづくり協議会の活動を基本として、住民が地域への関心を深め、相互の交流・連携を図る機会の確保を図ります。（未来創造交流会提案より）
○自治会長連絡協議会による地域間の情報共有、住民交流の支援や地域間のつながり強化を図ります。
○地域のイベントなどを通じて住民が互いに協力する中でコミュニティの活性化を図ります。
○まちづくり協議会におけるスポーツや防災活動を通じたコミュニケーションの充実など、テーマ別の活動により、世代間、職種間、地域間の住民相互の交流の促進を図ります。（未来創造交流会提案より）

② コミュニティ意識の啓発

○住民が地域への愛着を深め、ささえあいの意識を持つことができるよう、自治会の果たす役割や加入する意義を発信し、自治会加入率の向上を図ります。
○公民館やふるさと館で、地域に根差した講座などを開催し、コミュニティ意識の向上を図ります。

住民の役割

○住民交流を促進するため、まずは隣近所の人とのあいさつなどからはじめ、地域との関わりを持つようにしましょう。（未来創造交流会提案より）

※SNS：16 ページ脚注参照。

施策２　地域コミュニティ

１－２－２　コミュニティ活動の活性化と主体的なまちづくりの促進

現状と課題

○小学校区等の単位で設置されたまちづくり協議会において、住民同士の交流・連携を目的とした住民運動会や防災訓練、健康づくり事業など地域独自の取り組みが実施されています。
○行政の支援に基づく活動から、住民の主体的な取り組みへと、住民一人ひとりが主体性を持って地域に根付いた活動を行えるよう活動をつなげていくことが必要です。
○現役世代の活動への参加や、新たなリーダーの発掘・育成が課題となっています。

施策の基本方針

住民主体のまちづくりを行うため、住民一人ひとりが自分のまちに対する関心を高めることができるよう、ニーズに応じたコミュニティ活動を促進します。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
地域リーダー養成研修参加者数	29 人	60 人

取組内容

① コミュニティ活動の促進・支援

○地域コミュニティの活性化につながる住民運動会や防災訓練の開催の促進など、各地域において地域課題の解決に有効な事業が展開されるよう、支援を行います。
○各種関連団体が、主体的な活動を行うことができるよう支援するとともに、団体の意識レベルの向上を図ります。
○各種団体の活動内容について紹介する機会や場を設け、若い世代を中心とした未加入者の団体等への参加促進につなげます。

② コミュニティ活動をささえる人材育成と活動拠点の充実

○地域リーダーの養成など、コミュニティ活動をささえる人材育成を図り、積極的な世代間の交流などにより持続的なコミュニティ活動につなげます。
○青少年健全育成、文化・スポーツ活動などを促進するため、生涯学習施設などニーズに応じた活動の場の確保を図ります。

住民の役割

○地域で行われる行事やイベントに積極的に参加するとともに、自分の能力の地域への還元意識を持ってコミュニティ活動に取り組みましょう。

第１章　笑顔あふれるふれあいのまち　猪名川　～地域・生活～

施策２　地域コミュニティ

１－２－３　まちづくり協議会の活動推進

現状と課題

○県民交流広場事業補助金を活用し、すべてのまちづくり協議会の活動拠点が整備されました。
○地域コミュニティ活動支援事業補助金の適切な活用及び地域担当職員によるまちづくり協議会のサポートが実施されています。
○まちづくり協議会の意見交換会を開催し、課題の共有と解決に向けた取り組みを進めています。
○県民交流広場事業補助金の終了に伴い、各まちづくり協議会では、財源の確保及び事業の精査を行った上で、地域のまちづくりを進めることが求められています。

施策の基本方針

まちづくり協議会の自主的な運営に向けた支援と、地域課題の解決に向けたまちづくりを推進します。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
まちづくり協議会の交流会開催回数	２回	４回

取組内容

① まちづくり協議会の活動推進

○まちづくり協議会が、自立的に広域的な地域課題への対応をはじめ、地域内の情報共有や住民同士の交流・連携、各種団体の連絡調整、地域の伝統文化の掘り起こしや継承など、様々な機能を果たすことができるよう、地域担当職員などが参画しながら支援を行います。
○各地域のニーズに対応できるよう、地域リーダー養成研修など活動の中心となる人材の育成に努め、まちづくり協議会同士の情報交換、テーマ別の交流などによる全体のレベルアップなどに取り組み、まちづくり協議会の活動が、より活性化し地域コミュニティの基礎的団体となるよう連携を進めます。
○テーマ型コミュニティとの連携により、世代間交流を図るとともに、課題解決型まちづくりの実現につなげます。
○まちづくり協議会が活発に活動できるよう、地域担当職員などが必要な情報を提供し、課題解決に向けて庁内での横断的な連携を積極的に行います。

住民の役割

○まちづくり協議会活動への参加を通じて、地域の課題の把握や世代間交流を図るなど、ふるさと愛を育みましょう。

施策３　住民の参画と協働

１－３－１　住民活動の活性化

現状と課題

○2011 年（平成 23 年）１月に、生きがいづくり事業から、特定非営利活動法人元気ファーマいながわが設立されました。
○観光ボランティアガイドや森林ボランティアなど、住民主体のボランティア組織が定着し、着実に成果を上げています。
○ボランティアの活用により、高齢者の介護予防や子ども、高齢者等の地域での見守り活動の活性化を図れるよう、検討する必要があります。
○比較的時間に余裕のある高齢者の増加は地域活動の担い手確保につながる可能性があります。

施策の基本方針

各分野における住民活動、ボランティア、NPO※活動などの活動強化を図ることで、住民の知恵と力をまちづくりに活かし、課題解決できる体制を確立します。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
NPO※法人の認証数	９団体	12 団体

取組内容

① 住民活動の支援

○NPO※法人の認証手続きを支援するとともに、関係団体の活動支援を行います。
○各種活動団体などの活動内容や参加方法等の広報・普及活動を図ります。

② ボランティア活動の支援

○社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携などにより、多様な分野におけるボランティアの発掘・参画、資質向上を図ります。
○多様な分野でのボランティア参加を呼びかけるとともに、ボランティア活動の取り組みの広報・周知を図ります。
○既存のボランティア団体の役割や関係機関との連携体制の明確化を図り、組織としての自立を促進します。

③ 住民活動団体・ボランティアのネットワーク強化

○住民活動や NPO※、ボランティア団体など、それぞれの活動内容や目的に応じた連携強化や交流を促進します。

住民の役割

○健康福祉、教育、環境、観光、防災・防犯などの各分野において、積極的に活動に参画しましょう。

※NPO：17 ページ脚注参照。

第１章　笑顔あふれるふれあいのまち　猪名川　～地域・生活～

施策３　住民の参画と協働

１－３－２　参画と協働のまちづくり

現状と課題

○総合計画後期基本計画の策定にあたり、住民とともに考え、計画策定に取り組みました。
○町の基本的施策を定める行政計画の策定などについて、パブリックコメント※を実施し、政策形成過程における住民の参画を推進しています。
○協働の場に参画する人の固定化が見られ、特に若い世代の参画が少ないことが課題となっています。

施策の基本方針

様々な機会を捉えて、まちづくりへ主体的な参画を促し、住民・事業者・行政が手を携えて、課題を解決できるまちづくりを推進します。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
パブリックコメント※平均意見件数	０件	５件

取組内容

① 参画機会の拡充と協働の推進

○町政に関する適切な情報提供を行い、協働の取り組みへの参画促進を図ります。
○各種審議会、委員会などの一般公募枠の拡大やパブリックコメント※の周知方法を充実し、住民の参画機会の拡充を図ります。

② 参画と協働の仕組みづくり

○住民とともに協働に関する意識づくりを行うことで、さらなる参画の促進を図ります。
○まちづくり協議会が地域コミュニティ活動支援事業補助金（地域活性化事業）を有効活用できるよう側面支援を行うとともに、政策形成能力向上や人材育成を図ります。
○自治会やまちづくり協議会だけでなく、まちづくりの各分野において、住民の参画と協働を基本とした取り組みを推進します。

住民の役割

○町政や地域の情報に関心を持ち、様々な分野における協働による取り組みに積極的に参加しましょう。

※パブリックコメント：19 ページ脚注参照。

施策４　安全・安心

１－４－１　防災対策の充実

現状と課題

○2011 年（平成 23 年）３月の東日本大震災や、各地で発生している自然災害を契機として、防災に対する取り組みの強化が求められています。
○すべての自治会において自主防災組織があり、防災体制の強化が図られていますが、活動内容には地域によって差が見られます。
○地球環境の変化に伴い、従来予想しなかった大規模な災害が頻発するようになり、防災に対する意識を根本的に見直すことが必要となっています。
○高齢化の進行により、災害時要援護者が増加しています。

施策の基本方針

防災設備の充実及び防災関連情報通信体制の充実を図るとともに、住民一人ひとりの防災意識の高揚により、災害時の対応力を強化します。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
防災訓練参加者数	3,036 人	3,500 人

取組内容

① 総合的な防災体制の確立

○まちづくり協議会単位で、自主防災組織との連携や、実践的な防災訓練の実施により、防災意識の高揚など、地域の防災力の強化を図ります。
○防災設備の充実及び防災関連情報通信体制の充実により災害時の対応力の強化を図ります。
○災害の大規模化に伴い、一人ひとりが「想定外」を想定した備えができるよう、災害時の対応等について周知・啓発するとともに、個人や家庭、地域における救助や助け合いができる地域づくりを支援します。

② 地域ぐるみの防災体制の確立

○広報、ホームページを活用し、防災・自主防災組織に関するわかりやすい情報の発信を行います。
○防災マップを活用した防災啓発により、住民の防災対応力向上と地域防災力の強化を図ります。
○災害時要援護者、特に避難行動要支援者について、地域との情報共有や、支援の方法など、運用面の充実を図ります。

③ 緊急時即応体制の整備

○緊急時に備えた予防対策、応急体制の整備など、緊急時即応体制の整備を図ります。
○突発的な災害などに対応するため、防災関連物資の備蓄と通信手段の確保、災害時要援護者、特に避難行動要支援者等の情報共有を図ります。

④ 広域的な防災体制の確立

○災害発生時の自治体や企業との各種応援協定など、広域的な防災体制の確立を図ります。

住民の役割

○家庭における備蓄や定期的な防災訓練への参加、家族での避難場所の確認など、災害時に備えた準備を行いましょう。

関連分野別計画

○地域防災計画　○国民保護計画　○危機管理計画

第１章　笑顔あふれるふれあいのまち　猪名川　～地域・生活～

施策４　安全・安心

１－４－２　消防・救急体制の強化

現状と課題

○宝塚市、川西市との消防通信指令業務の共同運用により消防活動の効率化と経費削減を図りました。
○公共施設への AED※設置は完了しており、使用方法を含めた救命講習を実施し、応急手当の普及啓発を実施しました。
○消防団積載車及び高規格救急車の更新、消防救急無線のデジタル化を図りました。
○救急搬送の半数以上が高齢者であり、高齢化の進行により今後さらに増加することが予測されます。
○広域的な対応による、消防・救急体制の強化が必要です。

施策の基本方針

広域的な連携と地域の協力による、消防・救急体制の強化を図ります。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
救命講習参加者数	853 人	1,000 人

取組内容

① 常備消防・救急体制の充実

○宝塚市、川西市との消防通信指令業務の共同運用を行うとともに、消防の広域連携に関する協議を続け、常備消防・救急体制の充実を図ります。
○公共施設だけでなく、民間施設における AED※の設置を促進します。

② 消防力の強化

○消防団積載車及び消防車両の更新を図り、消防力の強化を図ります。
○消防団等の人材の育成強化及び消防施設・設備・資機材等の計画的な整備を行います。
○広報、ホームページなどを活用し、防火意識の高揚を図ります。

住民の役割

○地域における消防・救急体制の担い手としての意識を持ち、消防訓練への参加や救命講習の受講など、実践活動を行いましょう。

※AED：21 ページ脚注参照。

施策４　安全・安心

１－４－３　防犯対策の充実

現状と課題

○子どもや高齢者を狙った犯罪やインターネットを通じた犯罪など、新たな犯罪被害が増加しています。
○景気の長期低迷により、犯罪が増加する可能性がある中で、都市部で起こった新手の犯罪（振り込め詐欺等）が時間差で周辺部で発生することがあります。
○青色回転灯装備車による防犯パトロールを町と防犯活動グループで実施しています。
○学校園に県警ホットラインを設置し、緊急時に対応できる体制を整えています。
○町内全域に防犯灯が整備されています。

施策の基本方針

犯罪のない安全・安心な社会をめざし、防犯意識の高揚を図るとともに、自主的な防犯活動の促進に努めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
犯罪率（人口 1,000 人あたりの刑法犯の認知件数）	6.7 件	5.0 件

取組内容

① 防犯意識の高揚と地域の安全活動の促進

○自主防犯組織による住民主体の防犯活動を促進し、住民の防犯意識の高揚を図ります。
○青色回転灯装備車によるパトロールの充実を図ります。
○高齢者が振り込め詐欺等の犯罪に巻き込まれることがないよう、出前講座を開催するとともに、犯罪被害の発生状況などに関する周知と注意喚起を図ります。
○子ども自身の防犯意識を高めるため CAP※講習会などを行います。

② 防犯設備の充実

○町内の防犯灯を LED 照明に変更するとともに、必要な箇所における防犯灯の整備を進め、適切な維持・管理を図ります。
○小・中学校の児童生徒全員に「防犯ブザー」を配付し、常時、児童生徒が携行するよう指導の徹底を図ります。
○一部の学校園において校門電子施錠、防犯カメラ、インターホン等を取り入れており、現場の状況を踏まえ、設備の充実を図るよう検討します。

住民の役割

○自主防犯組織の活動への参加や、高齢者が散歩ついでに子どもの登下校を見守るなど、地域における防犯体制の充実に協力するとともに、自分自身が犯罪に巻き込まれないよう、防犯意識を高めましょう。（未来創造交流会提案より）

関連分野別計画

○安全・安心まちづくり活動計画

※CAP：Child Assault Prevention。いじめ・誘拐・虐待などの暴力から、子どもが自分を守るための「暴力防止教育プログラム」。

第１章　笑顔あふれるふれあいのまち　猪名川　～地域・生活～

施策４　安全・安心

１－４－４　交通安全対策の充実

現状と課題

○高齢者が加害者、被害者になってしまう交通事故が増加し、免許証の自主返納などの取り組みも行われています。
○学校園において継続的に交通安全教室を実施しています。
○信号機が少なく、道路幅が広い地域ではスピードを出す車が多く、交通事故の発生の恐れがあります。
○ユニバーサルデザイン※に配慮した安全な歩行空間の確保や交通安全施設の整備が必要です。
○徒歩通学の児童生徒や自転車通学生の安全確保が必要です。

施策の基本方針

交通事故を起こさないまちづくりのため、住民の交通安全意識や交通マナーの高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
交通事故（人身事故）発生件数	109 件	90 件

取組内容

① 交通安全意識の高揚

○幼稚園、小中学校、老人大学、自動車学校などにおいて実施している、交通安全に関する教室の充実を図り、交通安全意識の高揚を図ります。
○家庭、地域、事業所、関係機関と連携し、違法駐車、駐輪対策や飲酒運転、危険運転の根絶など、交通マナーの向上を図ります。

② 交通安全施設の整備

○カーブミラー、ガードレールなど、自治会や PTA 連合会の要望により、必要な箇所の整備を実施し、効果的な交通安全施設の充実を図ります。
○歩行者、自転車、自動車それぞれの立場からの視点を取り入れた交通安全施設の整備に努めます。（未来創造交流会提案より）

住民の役割

○運転者、歩行者ともに、交通ルール、交通マナーを守り、交通事故を起こさない、巻き込まれることのないようにしましょう。

※ユニバーサルデザイン：23 ページ脚注参照。

施策４　安全・安心

１－４－５　消費生活の安全の確保

現状と課題

○悪質商法などの消費者トラブルに関して消費生活相談コーナーにて専門の相談員による相談を実施しています。
○消費生活におけるトラブルの未然防止として、出前講座、自治会の回覧や広報、ホームページによる消費生活に関する様々な情報提供を行っています。
○消費者トラブルに関する相談員の養成が必要です。

施策の基本方針

住民の消費生活の安定と向上を図るため、近年の環境変化を踏まえた消費者への啓発や情報提供の推進、相談体制の充実に努めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
出前講座実施回数	21 回	25 回

取組内容

① 消費生活に関わる情報提供の充実

○消費生活におけるトラブルの未然防止のため、より効果の高い啓発活動が展開できるよう、警察や防犯委員と連携し、注意喚起を図ります。
○出前講座、自治会の回覧や広報、ホームページなどで、消費生活に関する様々な情報提供の充実を図ります。

② 消費生活相談の体制づくり

○専門相談員の研修参加による相談技術、資質向上を図り、相談体制の充実を図ります。

住民の役割

○消費者トラブルについて、各種講習会などに参加して情報収集を行い、未然に防ぐとともに、巻き込まれた場合は早期に相談するようにしましょう。

消費生活出前講座

第１章　笑顔あふれるふれあいのまち　猪名川　～地域・生活～

施策５　多文化共生

１－５－１　多文化共生のまちづくり

現状と課題

○町内在住の外国人住民は、2010 年度（平成 22 年度）末まで増加傾向にありましたが、2011 年（平成 23 年）３月をピークに、減少傾向にあります。
○外国人住民に対する各種手続き情報の発信や語学教室の実施等の生活支援を行っています。
○外国人住民に対する行政サービスの方向性の明確化が必要です。

施策の基本方針

国籍や民族、文化の違いを認めあいながら、お互いが尊重しあう、外国人住民にとって暮らしやすいまちづくりを進めます。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
多文化共生事業実施事業数	10 件	12 件
多文化共生事業参加者数	281 人	310 人

取組内容

① 多文化共生に向けた意識づくり

○人権教育セミナーや広報いながわの「人権特集」において、外国人の人権、国際理解に関する周知・啓発を図り、多文化共生に向けた意識づくりを行います。

② 外国人住民が暮らしやすいまちづくり

○語学教室の実施、外国人転入者向け英語版パンフレットの作成、ホームページや各種パンフレットの英訳（予防接種、在留管理制度など内容に変更が生じた場合等随時）など、外国人住民のニーズに対応していきます。
○町内の外国人が集まる場や機会の確保を図ります。

③ ともに進める多文化共生のまちづくり

○外国人生活支援相談窓口における相談対応を図るとともに、外国人住民の意見を把握し、各種行政施策への反映を図ります。
○外国人住民が日本の伝統文化にふれ、学習できる機会の充実を図るとともに、日本人住民が交流できる機会の創出を行います。
○外国人住民の自治会加入など、地域における受入体制の充実を図ります。

住民の役割

○外国人住民も、日本人住民もお互いに理解を深めることができるよう、地域の中で交流の機会を持つようにしましょう。

施策５　多文化共生

１－５－２　国際交流の推進

現状と課題

○インターネットの普及により、気軽に外国人との交流を図ることができるようになっています。
○オーストラリアのバララット市との教育分野における交流や５年毎の姉妹都市提携記念事業、エイブル・アート※などの文化交流など、幅広い交流を進めています。
○国際理解教育が定型化しないよう今後も時代に応じた内容の工夫と充実が必要です。
○中高生派遣生が姉妹都市派遣で得た体験を活かし、将来的に活躍できる人材の育成が必要です。

施策の基本方針

住民主体の活動やグループによる国際交流・協力活動の支援、国際性豊かな人材の育成を推進します。

チャレンジ指標

指標の名称	現状（H25）	目標（H31）
国際交流ボランティア件数	56 件	65 件

取組内容

① 姉妹都市交流等の推進

○国際理解、国際感覚を身につけるために、異国文化にふれる貴重な機会として、国際交流協会や各種団体、学校を通じた姉妹都市との交流を深めます。
○住民レベルでの国際交流につながるよう、イベントなど、様々な機会を通じた取り組みを行います。

② 国際性豊かな人材の育成

○外国語にふれる機会として、中高生を対象とした英語スピーチコンテストの開催や姉妹都市派遣・受け入れ事業、地域住民を対象としたネイティブによる英会話教室の実施など、国際性豊かな人材を育成していくために取り組みの充実を図ります。

住民の役割

○姉妹都市の高校生受け入れ時の協力や、各種イベント時の交流など、各種団体や学校を通じたものだけでなく、住民レベルでの交流を深めましょう。

関連分野別計画

○教育基本計画・わくわくスクールプラン２

※エイブル・アート：19 ページ脚注参照。